

しらたけ さと してい しょうがいしゃ しえんしせつ じゅうよう じこう せつめいしょ
 白竹の里(指定障害者支援施設)重要事項説明書

この重要事項説明書は、当法人が経営する白竹の里(指定障害者支援施設)とのサービス利用契約を締結される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事務所の所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325

2. 事業所

事業所の名称	白竹の里
事業所の所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325
サービスの内容	指定障害者支援施設 (1) 施設入所支援 (2) 生活介護
利用定員	(1) 施設入所支援 58人 (2) 生活介護 60人
主たる対象者	18歳以上の知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	夜間及び日中において介護を必要とする障がい者について、そのものの有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行い、福祉の増進を図るとともに、人格と個性を尊重し安心して暮らせる社会の実現に寄与する。
運営の方針	利用者にとって安心して、心ひらいた状態で生活ができる場でありながら、更に一人ひとりが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の人格と個性を尊重し、自己実現に向かえる施設運営に努めます。

4. 施設の概要

(1) 建物

建物の構造	木造準耐火構造一部鉄筋コンクリート造2階建
延べ床面積	2,651.46㎡

(2) 居室

居室の種類	室数	備考
個室	36	一人あたり8.0㎡以上
2人部屋	11	一人あたり8.0㎡以上(全室個室対応)

(3) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
食堂	1	127.83 m ²	※
厨房	1	56.70	※
居間兼食堂	1	82.50	
訓練・作業室	4	419.80	※
会議室	1	47.70	※
相談室	1	8.70	※
医務室	1	31.80	
DK	5	304.22	
浴室・脱衣室	5	48.00	男性用3室 女性用2室
便所	11	31.56	男性用5室 女性用4室 共用2
洗面所	5	55.20	男性用3室 女性用2室 共用1
倉庫	8	74.70	
介護浴室	2	55.21	
事務室	1	187.30	※

(※印は就労継続支援B型事業所と兼用)

5. 職員の職種・員数及び職務内容

職種	員数	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
施設長(管理者)	1		1			統括管理
サービス管理責任者	1		1			利用計画の作成
生活支援員	26	19	3	4		利用者の生活支援
医師	1				1	健康観察
看護職	1	1				健康管理
栄養士	1		1			栄養管理
調理員	8	5		3		給食の調理
運転手	2		1	1		送迎車両の運転
事務員	4		3	1		庶務事務

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長(管理者)	日勤B(8:30～17:30)
サービス管理責任者	日勤B(8:30～17:30)
生活支援員	<p>早番A (7:00～16:00) 日勤B・M2 (8:30～17:30)</p> <p>日勤BK・C (9:00～18:00) 遅番D (11:30～20:30)</p> <p>夜勤E (15:15～9:15)</p> <p>日勤F・G・S (8:00～17:00) 日勤J1 (7:30～16:30)</p> <p>日勤M1・H (7:30～16:30)</p> <p>※これらの勤務を基本に各月の勤務表に定めるところとする。</p>
医師	嘱託医による定期健診及び必要に応じて随時受診
看護職	<p>日勤B (8:30～17:30)</p> <p>夜間、休日においても緊急時対応</p>
栄養士	日勤B (8:30～17:30)
調理員	<p>早番A (6:00～15:00)</p> <p>日勤B1 (6:30～15:30)</p> <p>遅番B2 (9:00～18:00) 遅番 C (9:30～18:30)</p>
運転手	朝 (7:15～8:45)、夕(16:00～17:30)
事務員	日勤B (8:30～17:30)

7. 昼間実施サービスに係るサービス提供日及び提供時間

【生活介護】

サービス提供日	月曜日から金曜日で事業所が定める休業日を除く。ただし、必要に応じて土・日曜日にサービス提供を行うことがあります。
サービス提供時間	午前9時から午後4時。ただし、自然災害の発生の恐れがあるときは、サービス提供時間を短縮することがあります。

8. 介護給付費対象サービスの内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。
 当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

(1) 施設入所支援

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の献立により、栄養バランスと利用者の年齢、心身の状況及び嗜好等に配慮するとともに、選択メニューや嗜好調査を反映したメニュー提供に努めます。 食事は、献立に基づき調理員が調理した出来たてのものを提供します。 自ら食事を摂ることが困難な人には、食事介助を行います。 <p>〈食事時間〉 朝食(8:00～9:00) 昼食(12:00～13:00) 夕食(17:30～18:30)</p>
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> 原則として日曜日を除く毎日、入浴又は清拭を行います。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
身体等の介護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとします。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対応し、必要な援助を行うように努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 嘱託医師により年2回健康診断を行うとともに利用者の希望を調査しガン検診等の付加健診の受診を支援するなど健康管理に努めます。 常時は、保健師の指導により疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時は必要に応じて主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 サービス提供中に利用者が医療機関の受診が必要となった場合には、その付き添い等に配慮します。 服薬の必要な利用者には、保健師の指導の基に生活支援員が管理し、服薬時に適切な支援を行います。
睡眠	<ul style="list-style-type: none"> 生活リズムを整えるため就寝時間を設定し、就寝、離床の支援を行います。
着脱衣・洗濯	<ul style="list-style-type: none"> 自ら着替え、洗濯の困難な利用者には、身辺自立を促すため毎日の着替え、洗濯等を支援します。

しゅるい 種 類	ないよう 内 容
せいよう 整 容 (はみが せんめんふく 歯磨き・洗面含む)	<ul style="list-style-type: none"> 個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 寝具シーツは週1回の交換を行います。
いどう 移 動	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況に応じ可能な限り必要な移動支援を行います。
あずかきんかんり 預り金管理	<p>施設入所利用者の希望により、年金等の金銭管理サービスをご利用いただけます。サービス利用に当たっては、当法人の「利用者預り金等管理規程」にもとあずきんかんりいらいしよとう ていしゆつ 基づき預り金等管理依頼書等を提出していただきます。</p> <p>管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている通帳</p> <p>お預かりするもの：上記預貯金通帳、金融機関届出印鑑、年金証書</p> <p>会計担当者：事務員 ○○○○</p> <p>出納責任者：事務長 安江 孝</p> <p>〈管理方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 入出金については、責任者をもって行い、出入金記録を作成します。 年2回、収支の状況を報告し、年度終了後に利用者等の確認を受けま す。 利用者は、いつでも入出金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けること ができます。

(2) せいかつかいご
生活介護

しゅるい 種 類	ないよう 内 容
しょく 食 事	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士の献立により、栄養バランスと利用者の年齢、心身の状況及び嗜好等に配慮するとともに、選択メニューや嗜好調査を反映したメニュー提供に努めます。 特別な食事の提供が必要な人には医師の食事箋に基づき提供します。 食事は、献立に基づき調理員が調理した出来たてのものを提供します。 自ら食事を摂ることが困難な人には、食事介助を行います。 <p>〈食事時間〉</p> <p>昼食(12:00～13:00)</p>
にゅうよく せいしき 入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> 原則として事業日は毎日、入浴又は清拭を行い、介護の必要な人には適切な入浴介助を行います。
はい せつ 排 泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
しんたいとう かいご 身体等の介護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとします。

しゅるい 種 類	ないよう 内 容
せいさんかつどう 生産活動	<p>せいさんかつどう にちちゅうかつどう はしら りようしゃ きぼう しょうがいとくせい のうりよく おう 生産活動を日中活動の柱として、利用者の希望、障がい特性や能力に応じた せいさんかつどう きかい ていきよう い しえん 生産活動の機会を提供し、生きがいづくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ちくこうもつこうはん たけ き しよう ししゅせいひん とう ・ 竹工木工班(竹、木を使用した自主製品づくり等) すみや はん ちくたん もくたんおよ ちくさく もくさく せいぞうとう ・ 炭焼き班(竹炭、木炭及び竹酢、木酢の製造等) のうこうはん やさい はななえさいばいとう ・ 農耕班(野菜、花苗栽培等) かこうはん ちくたんせいひんかこうとう ・ 加工班(竹炭製品加工等)
そうさくてまかつどうとう 創作的活動等	<ul style="list-style-type: none"> すいようび ごご かつどう ひ そうさくかつどう けい きせつぎよう ・ 水曜日の午後をグループ活動の日として、創作活動や軽スポーツ、季節行 じ かつどう とお じゅうじつ す かた しえん 事の活動などを通して充実した過ごし方ができるように支援します。 か もの がいしょく しゃかいせいかづんれん おこな ・ 買い物、外食などの社会生活訓練を行います。
しゃかいかつどう 社会活動	<ul style="list-style-type: none"> やがいえんしゅう しんぼくりよこう うんどうかい しらたけ ぼうねんかい ぎょうじ とお しゃかいせい ・ 野外演習、親睦旅行、運動会、白竹まつり、忘年会など行事を通して社会性 やしな ちいきじゅうみん こうりゅう しえん を養うとともに地域住民との交流を支援します。 りようしゃ じちかい ちいき かつどう ちいきぎょうじ さんか すず ・ 利用者の自治会として地域でのボランティア活動や地域行事への参加を勧め ます。
きのうくんれん 機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> すいようび ごご きのうくんれん おこな しんたいきのう い じこうじょう はか まいにち ・ 水曜日の午後に機能訓練を行い身体機能の維持向上を図るとともに、毎日 かつどう まえ さんぽ たいそう おこな こうじょう つと の活動の前に散歩や体操を行うなどによりADLの向上に努めます。
せいかつそつだん 生活相談	<ul style="list-style-type: none"> りようしゃおよ かぞく せいかつじょう さまざま そうだん せい い も たい ・ 利用者及びその家族からの生活上の様々な相談について、誠意を持って対 おう ひつよう えんじょ おこな つと 応し、必要な援助を行うように努めます。
けんこうかんり 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> しよたくい し ねん かいけんこうしんだん おこな けんこうかんり つと ・ 嘱託医師により年2回健康診断を行い健康管理に努めます。 じょうじ ほけんし しどう しつべいよぼう けんこうかんり つと きんきゅうじ ・ 常時は、保健師の指導により疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時 ひつよう ひつよう しゅじい きょうりょりようきかんとく せきん も ひ つ は必要によって主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます サービス提供中に利用者が医療機関の受診が必要となった場合には、その つ そ とう はいりよ 付き添い等について配慮します。 ふくやく ひつよう りようしゃ ほけんし しどう もと しえんいん かんり ふくやくじ ・ 服薬の必要な利用者には、保健師の指導の基に支援員が管理し、服薬時に てきせつ しえん おこな 適切な支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> なん つごう けつせきび つづ ばあい せいかつしえんいん かにい ほうもん りよう ・ 何らかの都合で欠席日が続く場合には、生活支援員が家庭を訪問して利用 しゃ じょうたい かくにん そうだん おう ふつき しえん 者の状態を確認したり相談に応じるなど復帰を支援します。
そうげい 送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> と ほ つうしょ こんなん また こうきょうこうつうきかん りよう りよう こんなん ・ 徒歩での通所が困難、又は公共交通機関を利用してのサービス利用が困難 りようしゃ そうげいしゃりよう うんこう つうしょ いどう しえん な利用者には、送迎車輛を運行して通所のための移動を支援します。また、公 きょうこうつうきかん りよう りようしゃ りよう さい えんじょ おこな 共交通機関を利用される利用者には、利用の際の援助を行います。
あんぜんかんり 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> まいつきさいしよ ていきようび あんぜん かんきょう まも ひ さだ しよくいん りようしゃ ・ 毎月最初のサービス提供日を「安全と環境を守る日」と定め、職員と利用者が きょうどう あんぜんてんけん しんべんせいりり おこな あんぜん あんしん かんきょう 共同で安全点検や身辺整理を行い、安全・安心な環境づくりに努めます。
た その他	<ul style="list-style-type: none"> じょうき ていきよう かか ひつよう かいご しえん そうだん じよげん おこな ・ 上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

(3) 社会生活上の便宜の供与

種類	内容
レクリエーション等	<ul style="list-style-type: none"> スポーツや踊りなどのレクリエーションを定期的に行い、利用者の心身の安寧を図るほか、野外演習、親睦旅行、運動会、白竹まつり、忘年会などの行事を通して社会性を養うとともに地域住民との交流を支援します。 利用者の自治会として地域でのボランティア活動や地域行事への参加を促進します。
社会資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関等への手続や公共施設の利用など、利用者の社会生活上の支援を行います。
家族との交流	<ul style="list-style-type: none"> 週末等は出来るかぎり家族との交流が出来るよう入所者の帰省、外出等について家族との連絡調整を行うとともに、毎月、保護者会を開催し、利用者の生活状態の確認や交流の機会を提供します。

9. 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
生活介護……白川町の全域とする。

10. 工賃の支払

生産活動に従事した生活介護の利用者には、別に定める工賃支払規程に基づき工賃をお支払いします。

11. サービス提供記録の保存等

サービス提供記録の保存	サービスの提供の日から5年間保存します。
サービス提供記録の閲覧	月曜日から金曜日の営業日で8:30から17:30まで
サービス提供記録の複写物の交付	複写に関しては、1枚につき5円(モノクロ)をいただきます

12. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- 施設入所支援・生活介護のサービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。
- 法定代理受領を行わない施設入所支援・生活介護を提供した際は、利用者から当該施設障害福祉サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設障害福祉サービスに要した額)の支払いを受けるものとします。この場合、提供した指定生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとします。

(3) 上記のほか、次に定める費用については利用者の負担となります。

種 類	内 容
施設入所支援	<p>○ 食事の提供に要する費用及び光熱水費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供に要する費用 1日単位で1,600円(うち食材料費840円) ・ 光熱水費 月額7,700円 <p>ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下「令」という。)第21条第1項第1号に規定する食費等の費用基準額を、また障害者総合支援法第34条第2項において準用する同法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第21条第1項第1号に規定する食費等の負担限度額を限度とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日用品費の実費 ○ 被服費の実費 ○ 預り金管理費 月額1,500円 ○ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
せいかつかいご生活介護	<p>○ 食事の提供に要する費用</p> <p>昼食 1食につき600円(うち食材料費320円)</p> <p>ただし、令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者に食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日用品費の実費 ○ 創作的活動に係る材料費の実費 ○ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

13. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払いは、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

〈支払方法〉

- 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は、直後の営業日)
- 口座振替手数料は、事業者が負担します。

14. 苦情等に関する対応

当施設ご相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決責任者：統括管理者 浅井 長可 窓口担当者：生活支援員 ○○○○、○○○○ ご利用時間：8:30～17:30(事業所の営業日) 電話：0574-72-1311・FAX：0574-72-1325 事業所内に苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用ください。 																		
苦情解決第三者委員	<table border="0"> <tr> <td>ふじい ひさこ</td> <td>しらかわちようみかわ</td> <td>でんわ</td> </tr> <tr> <td>藤井 久子</td> <td>白川町三川1085-10</td> <td>電話 0574-72-2812</td> </tr> <tr> <td>こうけつ ひろこ</td> <td>しらかわちようあこう</td> <td>でんわ</td> </tr> <tr> <td>瀬 弘子</td> <td>白川町赤河1011-43</td> <td>電話 0574-73-1461</td> </tr> <tr> <td>むらせ ひろあき</td> <td>やおつちようわち</td> <td>でんわ</td> </tr> <tr> <td>村瀬 宏明</td> <td>八百津町和知1788-1</td> <td>電話 0574-43-3307</td> </tr> </table>	ふじい ひさこ	しらかわちようみかわ	でんわ	藤井 久子	白川町三川1085-10	電話 0574-72-2812	こうけつ ひろこ	しらかわちようあこう	でんわ	瀬 弘子	白川町赤河1011-43	電話 0574-73-1461	むらせ ひろあき	やおつちようわち	でんわ	村瀬 宏明	八百津町和知1788-1	電話 0574-43-3307
ふじい ひさこ	しらかわちようみかわ	でんわ																	
藤井 久子	白川町三川1085-10	電話 0574-72-2812																	
こうけつ ひろこ	しらかわちようあこう	でんわ																	
瀬 弘子	白川町赤河1011-43	電話 0574-73-1461																	
むらせ ひろあき	やおつちようわち	でんわ																	
村瀬 宏明	八百津町和知1788-1	電話 0574-43-3307																	
市町村相談窓口	す しちようそんふくしたんとうか お住まいの市町村福祉担当課																		
県の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 所在地：岐阜市下奈長2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階 名称：岐阜県運営適性化委員会 電話：058-278-5136・FAX：058-278-5137 																		

15. 虐待防止に関する対応

事業所の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止責任者 統括管理者 浅井 長可 窓口担当者 生活支援員 ○○○○ ご利用時間：8:30～17:30(事業所の営業日) 電話：0574-73-1311・FAX：0574-73-1325
----------	--

16. 医療機関及び緊急時等の対応

(1) 嘱託医

医療機関の名称	おおがいいん 大賀医院
医師名	おおが さんた 大賀 杉太
所在地	ぎふけんかもぐんしらかわまちあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1431番地
電話番号	0574-73-1126
診療科	ないか 内科

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 白水会 白川病院
院長名	野尻 真
所在地	岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770番地
電話番号	0574-72-2222
診療科	内科、歯科、眼科、整形外科、泌尿器科、循環器科等

(3) 緊急時及び事故発生時等の対応

ア 利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時等には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。

イ 施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

17. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「白竹の里消防計画」ほか、マニュアルにより対応します。
平常時の訓練	別途定める「白竹の里消防計画」にのっとり、年6回の避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知器 ・ 屋内消火栓設備 ・ 火災通報装置 ・ ガス漏れ報知器 ・ 防火扉 ・ 消火器 ・ スプリンクラー設備 ・ 非常放送設備 ・ 誘導灯 <p>※ カーテン、クロスは防炎性のあるものを使用しています。</p>
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署への届出日：平成30年4月12日 ・ 防火管理者 生活支援員 ○○○○

18. 当施設ご利用に当たって留意いただく事項

<p>らいほう めんかい 来訪・面会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者は、必ず職員に連絡し面会簿に記録をお願いします。 ・ 宿泊を希望される際には、事前にご相談ください。
<p>がいしゅつがいはく 外出・外泊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出・外泊の際は、外出・外泊届を事務所又は担当職員まで提出していただき承諾を得てください。 ・ 外出・外泊から戻る際に、利用者の体調に異変がある場合は、事前に施設へご相談の上、決定に従ってください。
<p>いりょうきかん じゆしん 医療機関への受診</p>	<p>より専門的な受診が必要と判断された場合などで、遠方への受診や継続的な治療が必要となる場合は、ご家族により対応していただくこととなります。</p>
<p>せつび きぐ りょう 設備・器具の利用</p>	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害額を賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙は決められた場所・時間内をお願いします。施設建物内の喫煙は、喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。 ・ 飲酒は、週末、休日のみとします。他の利用者に迷惑にならない程度にお願いします。
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。</p>
<p>しゅうきあつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>しゆく しゆく ペット飼育</p>	<p>施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、衛生上、原則として禁止します。特段の理由がある場合は管理者とご相談ください。</p>
<p>サービスの利用制限</p>	<p>他の利用者の安全を確保するため、伝染病・感染症の罹患者、強度の自傷他害行動のある方については利用をお断りすることがあります。</p>

19. 個人情報こじんじょうほうの扱いあつかい

(1) 個人情報こじんじょうほうの管理かんり

- ・ 利用者りようしゃの個人情報こじんじょうほうの取得しゅとく、あるいは他のサービス事業者等た じぎょうしゃとうへの情報提供じょうほうていきょうについては、事前じぜんに利用者りようしゃの承諾しょうたくを得るようにします。
- ・ 事業所じぎょうしょが保有する利用者りようしゃの情報じょうほうについて、紛失ふんしつ、漏洩ろうえい、改ざん防止かい ぼうし、及び不正なアクセス等およ ぶせい とうによるリスクりすくに対して必要な安全対策等たい ひつよう あんぜんたいさくとうを講じて適切な管理こう てきせつ かんり おこなを行います。

(2) 個人情報保護等こじんじょうほうほ ごとく かんに関する相談窓口そうだんまどぐち

- ・ 事業所じぎょうしょが保有する個人情報こじんじょうほうの開示かいじ、訂正ていせい、保護等ほ ごとくについてのご相談そうだん、お問い合わせと あについては、法人事務局ほうじんじむきょくへご連絡れんらくください。

電話でんわ 0574-73-1311 FAX 0574-73-1325

20. 第三者評価だいさんしゃひょうかの実施状況じつし じょうきょう

実施の有無 <small>じつし うむ</small>	無 無 <small>な し</small>
-----------------------------	------------------------

21. サービス提供開始日ていきょうかいしび

サービス提供開始が可能な年月日 <small>ていきょうかいし かのう ねんがつび</small>	サービス利用契約締結の日から <small>りよう けいやくていけつ ひ</small>
---	--

重要事項等じゅうようじこう とうの説明の年月日せつめい ねんがつび

令和 年 月 日
れいわ ねん がつ にち

わたし じぎょうしゃ ほんしょめん もと していしょうがいしゃ しえんしせつ かん じゅうようじこう とう
私は、事業者から本書面に基ついて指定障害者支援施設に関するサービスの重要事項等じゅうようじこう とうについて説明を受け、当該サービスの提供開始に同意します。

利用者 <small>りようしゃ</small>	住所 <small>じゅうしょ</small>	
	氏名 <small>しめい</small>	Ⓔ

※ 上記の記載は、利用者りようしゃが身体等の状況により署名ができないため、私わたし(代理人だいりにん)が利用者本人りよう しゃ ほんにんの意志を確認の上、代筆しました。

代理人 <small>だいりにん</small>	住所 <small>じゅうしょ</small>	
	氏名 <small>しめい</small>	Ⓔ
	利用者との関係 <small>りようしゃ かんけい</small>	

前述の重要事項等ぜんじゆつ じゅうようじこう とうの内容について、説明しました。

事業者所在地 <small>じぎょうしゃ しょざいち</small>	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2 <small>ぎふけん かもぐん しらかわちよあこう ばんち</small>
事業者名 <small>じぎょうしゃ ない</small>	社会福祉法人 清流会 <small>しゃかいふくし ほうじん せいりゅうかい</small>
代表者氏名 <small>だいいしや しめい</small>	理事長 浅井 長可 <small>りちじょう ありあ いながよし</small>
事業所名 <small>じぎょうしょ ない</small>	白竹の里 <small>しらたけ さと</small>
説明者職氏名 <small>せつめいしや しょしめい</small>	Ⓔ